

## 太田市公告

太田市空家等対策の推進に関する条例（平成27年太田市条例第52号）第11条第1項の規定に基づき、空家等の状態に起因して人の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがあり、かつ、当該被害を防止するための緊急の必要があると認め、当該被害を防止するために必要な措置を講ずる次の建築物について、その所有者又は管理者が確知できないため、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

太田市長 穂積 昌信

- 1 建築物の所在地  
太田市新田木崎町953番地4
- 2 措置を講ずる日  
令和7年5月26日から令和7年6月6日
- 3 講ずる措置の内容  
建築物から脱落し、隣地樹木にもたれかかっている壁材の撤去
- 4 措置を講ずる理由  
隣地樹木にもたれかかっている壁材が隣地敷地内に崩落し、隣地住民に被害を及ぼす恐れが高く、このことが、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがある状態に該当するため。
- 5 措置に要する費用の概算の見積額  
費用は発生しない見込み